

【第一章 市民参加と市民協働の総合的評価】

平成 21 年度の市民参加と市民協働に関する総合的評価を行うにあたり、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成 15 年条例第 1 号。以下、「基本条例」という。）第 30 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について市長より諮問を受け、調査・検討を行った。

- ①市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施
- ②市民参加と市民協働の推進の検討と改善
- ③市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項
- ④この条例の改正に関する事項

また、昨年度の答申の課題として、「①審議会等において、できるだけ多くの市民委員が加わり一層活躍できるようにする。 ②市民委員が満足する魅力的な市民参加になるよう工夫する。 ③公金支出を分かりやすく明確にする。 ④特定事業を定めて、第三者を入れた審査と評価を行う。 ⑤参入条件の緩和を図り参入の機会を増やす。」があり、これらを参考にして評価を行った。

この第一章では、市民参加と市民協働に関する総合的な評価を行い、第二章では市民参加に関して、第三章では市民協働に関して詳細を述べる。それを受け、第四章では今後の推進における課題を検討し、改善について提案する。

なお、諮問①、②については、それぞれ第二章、第三章において詳細を述べ、第四章で整理した。そして、諮問③については、市民参加の手続きの方法については特に提案がなかったので今回は審議はしていないが、市民協働事業については、1 件の提案があり、既に審査し結果について別途答申をしている。諮問④に関しては、改めて別に答申するので、ここでは詳しくは触れていない。

市民参加と市民協働に関する評価は、当審議会が公募市民委員アンケート・市民参加の実施状況調査・市民協働事業評価アンケート・市民協働事業概要調査及び新しい風補助金事業報告会や選考会、参加と協働推進市民フォーラム等を行い、財政的支援（補助金等）等々の参考資料も含めて審議を行った。

公募市民委員アンケートや市民協働事業評価アンケートでは、公募市民委員や関係団体と行政担当課の意見の集約ができた。また、市民が直接参加して公開のもとで行われた新しい風補助金事業報告会と選考会、市民協働事業提案制度事業成果報告と審査会、参加と協働推進市民フォーラムでは、各団体・行政担当課・市民から多くの意見が出され、今後の進め方を検討する上でも貴重な意見を得た。

市民参加と協働に関しては総合的に前進しており、育ってきていることが実感できる。また、行政や関係団体及び市民にも徐々に浸透してきている。

まず初めに、市民参加の評価について述べる。平成 21 年度の市民参加の実施状況調査によると、行政の対応は定着してきているといえるが、進め方については課題が見受けられる。また行政には、市民参加という新しい手法の意識の高揚にどう努めるか一層の努力が求められる。

審議会、委員会、協議会等（以下、「審議会等」という。）における市民参加の方法として、平成 21 年度は従来の公募市民委員の他に、住民基本台帳から無作為抽出された一般市民の参加を得ており、その評価についても触れる。基本条例第 5 条に該当する事業（以下、「5 条該当事業」という。）については、例えば、市民に意見を求める場合に新聞折込みを利用する等の新しい工夫があり、行政の努力が伺える。その他の事業においては、「市長と語る会」や「参加と協働推進市民フォーラム」等、市民とともに市政を考える良い機会になった。参加と協働推進市民フォーラムにおける市民協働に関する貴重な意見は、第三章の市民協働の評価の中で述べる。

市民参加の課題としては、公募市民委員不在の審議会等を含め、公募市民委員が 2 名以下の審議会等がある。特に「狛江市総合基本計画（第 3 次基本構想・前期基本計画）」—平成 22 年 3 月策定—第 2 部前期基本計画の施策項目において、市内在住の委員の割合の目標が定められており、これらの対応が求められる。また、審議会等の会議録の公表については、公表の時期や、要旨を速やかに市民に知らせることはできないか等、検討する必要がある。

審議会等における公募市民委員のアンケート調査からは、「委員として参加して良かった」の割合が高くなっている。しかし、「説明が足りない」等、内容を細かく見ると改善を要するものがある。

次に市民協働の評価について述べる。市民協働事業では、①財政的支援 ②参入の機会提供 ③共催・後援 ④意見交換・情報交換の 4 分野に分けた評価を行った。件数では過去 3 年間大きな変化は見られない。しかし、意見・情報交換は低調であり検討が必要である。

提案制度による市民協働事業の中で、委員選考に無作為抽出方法を取り入れたり、既存の子育て事業に関連する施設や支援団体、行政担当課とネットワークを構築し連携したりして、成果を上げる工夫が見られた。一方で、これらの市民協働事業を更に発展させていくべき次年度以降の取り組みが課題となるので、それについても述べている。

協働事業を実施した 15 事業について、行政担当と市民公益事業を行う団体それぞれに、自己評価アンケートを行った。事業の実施前と実施中、実施後、事業全体を精査すると、「役割分担の明確化」等、様々な課題が浮き上がってきた。これらの事業は、「協働」であることから行政と団体が目的を共有し、それに向かって実施前、実施中、実施後にどのように運営すればよいか記述した。双方が達成感・満足感が得られるよう具体的な施策の検討を望む。

共催・後援事業は増加しているが、財政的支援や意見・情報交換は減少している。継続

事業は定着化しているが、新規事業が少ない。多くの団体が参加しやすいように、申請事務の手続き等を具体的に工夫する必要がある。

アンケートや参加と協働推進市民フォーラムからも、課題や改善点が指摘できる。行政担当からは、「協働という高い意識を持ちながら事業を進める」等の意見があり、団体からは「行政や団体の持つ機能を生かした役割分担の明確化」等が出ており、その他の意見も参考にしながら改善を望む。

協働事業に取り組むには、団体と行政が信頼関係を保つことが大切である。一方が相手側に過大な期待を抱いては信頼関係が成り立たず、活力のある事業は出来ない。行政一辺倒で進めてきた事業手法を協働事業としてより効果を上げるためには、協働意識を高めるという、携わる者の意識の面から対応が問われている。

以上の市民参加と市民協働の評価をもとに、今後の推進における課題を検討し、以下5点について改善すべき点を整理した。①は市民参加に関するもの、②は市民協働に関するもの、③④は両方に共通のものである。

- ①審議会等における市民参加の促進
- ②行政と市民団体の対話と相互理解の促進
- ③市民に親しみやすい情報発信と広報の重要性
- ④総合基本計画の実現

なお、最後に当審議会における評価の在り方の今後の見直しについても触れている。

【第二章 市民参加の評価】

1. 平成 21 年度の市民参加の実施状況の評価

(1) 市民参加についての全体的評価

平成 21 年度市民参加の実施状況調査によれば、当該年度は 42 の各種の審議会等のうち 37 の審議会等における市民委員としての参加に加えて、9 の事業でパブリックコメント、市民説明会、市民フォーラム等の手法によって市民参加の手続きが実施された。

基本条例は、その第 5 条において、市の実施機関が市民参加の手続きを実施しなければならない対象を具体的に規定している。平成 21 年度において同条に該当するのは、42 審議会等のうち 32 審議会等であり、市民委員による参加があった 37 審議会等のうち同条の対象となるのは 28 審議会等であった。また、事業については、市民参加を行なった 9 事業のうち 6 事業が同条の対象であった。条例の対象とならないもので市民参加を行なったものについては、市の実施機関が「自主的に市民参加を行なっている」ものであり、行政の対応は概ね定着してきていると評価できる。ただし、個々の進め方については課題を残すものもあると考えられる（後記 2. 参照）。

基本条例は、その前文にあるように、①まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に参加することにより、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップを醸成すること、②この結果として得られる、より市民に開かれた行政の実現を通じて、新しい社会に対応したまちづくりを積極的に進めていくこと、を理想とする。

市民参加の推進は、短期的には行政に負担がかかることは避けられないが、基本条例の掲げた理想からすれば、目先の労力を厭うことなく長期的な視野にたって信頼を積み重ねていくことが、新たなまちづくりを効率的に進める条件を整え、まちづくりの推進力を生み出すという視点から肝要である。

基本条例第 6 条第 2 項の規定に基づく市民による市民参加の手続きの方法についての提案（方法提案）は、平成 21 年度もなく、この制度が導入された平成 19 年度以降、実績がない。このことは、行政に対する市民参加の進め方について、手続きの方法の面では不満がないからなのか、この制度が十分に周知されていないことや制度自体が使い難いものであるからなのか、基本条例の見直しの際における検討対象となると言えよう。

(2) 審議会等における市民参加の評価

① 全般的な評価

審議会等への市民参加としては、基本条例第 9 条から第 12 条までに規定されている、市民委員の公募等、委員の公表、会議の公開、諮問事案等の公表、会議録の作成と公表等が適切に行われたか等が評価の対象となるが、平成 21 年度市民参加の実施状況調査によれば、これらは概ね実施されていると言える。ただし、個別にみると、次年度以降に向けて改善

の余地も残されている（後記２．（１）参照）。

平成 21 年度において特筆すべきものとして、「狛江市総合基本計画（第 3 次基本構想・前期基本計画）」—平成 22 年 3 月策定—の策定のため、狛江市総合基本計画審議会から審議依頼を受け、同審議会に報告する狛江市基本計画策定市民分科会（第 1 分科会、第 2 分科会及び第 3 分科会。以下、「基本計画策定市民分科会」という。）が設置され、多数の市民委員が参加したことが挙げられる。そして、この基本計画策定市民分科会の市民委員は、従来どおりの公募市民委員と、住民基本台帳から無作為抽出された中から同意した一般市民委員が構成員となった。このうち、後者の方式（以下「無作為抽出方式」という。）は、市の審議会等としては初の試みであった。

② 公募市民委員アンケートによる評価

政策室協働調整担当では、市民委員の側から審議会等における市民参加を評価した公募市民委員（平成 21 年度は無作為抽出方式による一般市民委員を含む。）アンケート（以下、「公募市民委員アンケート」という。）を行なっており、平成 21 年度は 3 回目であった。

この回答結果を主な項目別に時系列でみると、（公募市民委員アンケート集計結果（抜粋）参照）平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21 年度の順に、

「審議内容が充実していた」

48%、60%、57%

「審議の進め方は良かった」

65%、73%、60%

「十分発言できた」

40%、47%、54%

「意見が取り入れられた」

44%、57%、55%

「会議がまとめた答申等の内容に満足できた」

60%、66%、56%

「委員として参加して良かった」

81%、81%、85%

「また応募すると思う」

45%、51%、51%

となっている。通常は、年度を経るごとに運営の改善等により満足度は上がっていく傾向が見られてよいはずであるところ、平成 21 年度は必ずしもそうっていない。そこで、審議会等のうち、基本計画策定市民分科会（平成 21 年度のみ設置）を見ると、7 つの項目の順に、

54%、46%、50%、43%、42%、79%、50%

となっている。一方、基本計画策定市民分科会以外の審議会等の平成 21 年度の回答は、7

つの項目の順に、

58%、65%、56%、59%、61%、88%、51%

となっており、平成 21 年度の公募市民委員アンケート回答数の約 4 分の 1 を占める基本計画策定市民分科会の評価により同年度の全体の評価が押し下げられていることが分かる。

基本計画策定市民分科会以外の審議会等については、多くの項目で前年度と同程度又はそれ以上の評価となっており、市民参加の役割の発揮度が上がってきていると推察されるが、「審議の進め方は良かった」と「会議がまとめた答申等の内容に満足できた」の項目では、前年度より評価が下がり前々年度の水準まで戻ってしまった結果となっているので、今後の運営等の改善も求められる（後記 2.（1）③参照）。

公募市民委員アンケート集計結果（抜粋）

調査対象：平成21年度、市の審議会（委員会・協議会等）に
公募による市民委員として参加されていた方

* 公募によらない市民委員[無作為抽出により募集した市民]を含む。

調査期間：平成22年3月19日～4月20日

全審議会等実績	
送付数	141通（H20:84 H19:77）
回答数	98通（H20:56 H19:53）
回答率	69.50%（H20:66.67 H19:68.83）

○会議の審議内容についてどのように感じましたか？

	基本計画策定市民分科会以外		基本計画策定市民分科会		全審議会等			
	H21		H21		H19	H20	H21	
	回答数	%	回答数	%	%	%	回答数	%
1. 充実していた	41	58%	13	54%	48%	60%	54	57%
2. あまり充実していなかった	14	20%	7	29%	31%	21%	21	22%
3. どちらでもない	16	23%	4	17%	21%	19%	20	21%
計	71		24				95	

○審議の進め方（進行）についてはいかがでしたか？

	基本計画策定市民分科会以外		基本計画策定市民分科会		全審議会等			
	H21		H21		H19	H20	H21	
	回答数	%	回答数	%	%	%	回答数	%
1. 良かった	47	65%	11	46%	65%	73%	58	60%
2. あまり良くなかった	11	15%	9	38%	15%	9%	20	21%
3. どちらでもない	14	19%	4	17%	19%	18%	18	19%
計	72		24				96	

○会議でのご自身の発言についてどのように感じましたか？

	基本計画策定市民分科会以外		基本計画策定市民分科会		全審議会等			
	H21		H21		H19	H20	H21	
	回答数	%	回答数	%	%	%	回答数	%
1. 十分発言できた	40	56%	12	50%	40%	47%	52	54%
2. あまり発言できなかった	21	29%	8	33%	38%	32%	29	30%
3. どちらでもない	11	15%	4	17%	23%	21%	15	16%
計	72		24				96	

○審議の中でご自身の意見が取り入れられたと思いますか？

	基本計画策定市民分科会以外		基本計画策定市民分科会		全審議会等			
	H21		H21		H19	H20	H21	
	回答数	%	回答数	%	%	%	回答数	%
1. 取り入れられたと思う	41	59%	10	43%	44%	57%	51	55%
2. あまり取り入れられなかったと思う	13	19%	5	22%	25%	11%	18	19%
3. どちらでもない	16	23%	8	35%	31%	32%	24	26%
計	70		23				93	

○会議がまとめた答申(提言・報告)内容について、どのように思いますか？

	基本計画策定市民分科会以外		基本計画策定市民分科会		全審議会等			
	H21		H21		H19	H20	H21	
	回答数	%	回答数	%	%	%	回答数	%
1. 満足できた	43	61%	10	42%	60%	66%	53	56%
2. あまり満足できなかった	13	19%	10	42%	13%	9%	23	24%
3. どちらでもない	14	20%	4	17%	27%	25%	18	19%
計	70		24				94	

○公募市民委員として会議に参加してどうでしたか？

	基本計画策定市民分科会以外		基本計画策定市民分科会		全審議会等			
	H21		H21		H19	H20	H21	
	回答数	%	回答数	%	%	%	回答数	%
1. 良かった	63	88%	19	79%	81%	81%	82	85%
2. あまり良くなかった	2	3%	3	13%	6%	8%	5	5%
3. どちらでもない	7	10%	2	8%	13%	11%	9	9%
計	72		24				96	

○今後、同じ会議または他の会議に市民委員として応募しますか？

	基本計画策定市民分科会以外		基本計画策定市民分科会		全審議会等			
	H21		H21		H19	H20	H21	
	回答数	%	回答数	%	%	%	回答数	%
1. 応募すると思う	36	51%	12	50%	45%	51%	48	51%
2. 応募しないと思う	5	7%	3	13%	14%	9%	8	8%
3. わからない	30	42%	9	38%	41%	40%	39	41%
計	71		24				95	

③ 基本計画策定市民分科会に関する評価

基本計画策定市民分科会では、前記②のとおり、「審議の進め方は良かった」、「意見が取り入れられた」及び「会議がまとめた答申等の内容に満足できた」の項目において他の審議会等と比べて評価が特に低い。他の審議会等と評価があまり異なる項目及び自由記述を合わせると、「審議内容はほぼ充実しており、発言もある程度できたが、審議の進め方はあまり良くなく、意見がそれほど取り入れられず、会議がまとめた答申等の内容に満足できなかった。」という傾向が読み取れる。これは、審議が半ば強引に進められ、審議内容と異なる答申等の内容となり、しかも、それに関する説明がなかったことから、意見が取り入れられていないと感じられた、と推察できる（注）。基本計画策定市民分科会は平成 21 年度限りの設置であったが、他の審議会等の今後の運営等の改善に参考となる点もあると考えられる（後記 2.（1）③参照）。

一方で、「委員として参加して良かった」との回答が多く、「また応募すると思う」という回答も他の審議会等と同程度であったことは、市民参加の重要な要素として評価できる。

なお、無作為抽出方式による一般市民委員については、抽出された後、市民参加の意識と意欲のある市民が本人の意思により委員となることにより、自ら応募した公募市民委員と同様に積極的な参加が期待できることが判明したことから、無作為抽出方式に効果があったものと言えよう（後記 2.（1）①イ．参照）。

（注） 基本計画策定市民分科会の 3 分科会でそれぞれまとめた報告が狛江市総合基本計画審議会になされ、同審議会では基本的にこれらを採用してまとめ、市の実施機関である市長に答申した（ここまでは、各分科会における審議内容に基づいた答申となっていたと言える。）。その後、策定の段階で答申から修正されたものが「狛江市総合基本計画（第 3 次基本構想・前期基本計画）」—平成 22 年 3 月策定—第 2 部前期基本計画として公表されたが、この時、修正についての説明はなされなかった。前期基本計画そのものを「答申」と捉えた市民委員が相当数存在し、「審議内容と異なる答申等の内容となり、満足できなかった」という評価となったとも考えられる。

（3）5 条該当事業における市民参加の評価

平成 21 年度に審議会等以外で 5 条該当事業として市民参加の手続きが取られたものは、次の表のとおり 6 事業であった。

市民参加手続き	パブリックコメント	市民説明会	市民フォーラム	意見交換会
①狛江市地域防災計画(21年度修正)	5名	3回 延べ24名参加		
②狛江市第3次基本構想策定	104名 内、新聞折込み75名		1回 31名参加	
③狛江市下水道総合計画策定	3名	2回 延べ2名参加		
④狛江市次世代育成支援行動計画(後期)	2名	2回 延べ19名参加		2回 延べ14名参加
⑤狛江市男女共同参画推進計画策定	11名 内、新聞折込み8名	1回 19名参加	1回 14名参加	
⑥狛江市前期基本計画策定	44名			

前記表より①から⑥までを見ると、5条該当事業は、事業にもよるが、市民参加が活発ではないものが多いといえることができる。その中で、②及び⑥の「狛江市総合基本計画（第3次基本構想・前期基本計画）」—平成22年3月策定—関係のように、策定の初期段階から市民が参加したものは件数も多く、結局は市民の関心の高さによると言えるのではないかな。

5条該当事業における市民参加の方法として、平成21年度では、6事業全てでパブリックコメントを行なった（これまでのパブリックコメントの実施の推移は、平成18年度4事業、平成19年度2事業、平成20年度4事業）。なお、平成21年度は、市民の関心を高めつつ、負担を軽減することにより件数の伸びが期待できるものとして、パブリックコメントにおいて新聞折込みの方法を試行した。これは、『広報こまえ』に、意見提出用料金受取人払い郵便はがきを印刷した事業概要版紙面を入れ込むというものである。新聞を購読し『広報こまえ』を手にした市民が、手軽に意見を寄せることを期待した。この方法によった前記②の事業では相当数の件数があり、前記⑤の事業では件数自体は多くはなかったが、パブリックコメントにおけるこの方法の割合は高く、一定の効果があったと認められる。

（4）その他の事業における市民参加の評価

行政により自主的に行われている市民参加としては、「市長への手紙」、「市長と語る会」及び「狛江市市民参加と市民協働の推進に関する審議会市民フォーラム（参加と協働推進市民フォーラム）」がある。

これらへの参加は、「市長への手紙」が357件（前年度は336件）、「市長と語る会」が4回開催し延べ142名参加（前年度は3回開催し、延べ65名参加）で、「市長への手紙」は市民生活における身近な意見等を表明する場として、「市長と語る会」はあるテーマについて行政のトップの市長と直接意見を交換する場として、それぞれ市民参加の裾野を広げる上で大きな役割を果たしていると言える。また、「参加と協働推進市民フォーラム」への参加は24名（前年度は34名）で、必ずしも参加が多いとは言えないが、市民参加や市民協働について市民と共に考えていく場としての一定の役割を果たしていると言える。

2. 平成21年度の市民参加における課題

（1）審議会等における市民参加の課題

主な課題と考えられるものについて、以下、項目別に整理する。

① 市民委員の公募等について（基本条例第9条関係）

ア. 対象となる審議会等

公募市民委員を設置していない審議会等が5件（注1）存在する。いずれも、法令の規定に基づくとされており、理由のあるものであるが、真にやむを得ないものであったか、可能な範囲でその在り方を個別具体的に見ていくことも必要と思われる（補足1）。

イ．市民委員の人数

公募はしているが市民委員不在の審議会等が2件（注2）及び市民委員2名以下の審議会等が13件（注3）存在する。審議会等での発言のしやすさからは市民委員は3名以上であることが望ましいと答申してきた。また、前期基本計画の施策小項目「行政に対する市民参加の活発化」において「市内在住の委員が過半数を占める審議会等の割合を、平成21年度の23.8%から平成26年度までに80%とする。」という目標が掲げられていることから、それに向けての中間的な目標を設定することの検討も含め、委員の改選期における見直し、中途での補充等により、引き続き公募市民委員を増やす工夫が求められる（補足2）。

ところで、公募に限定すると、現実の問題として、市民委員の人数に限界が生じることが予想される。そこで、基本計画策定市民分科会における一般市民委員のように、無作為抽出方式を採用ないし併用することが考えられる。積極的な応募を待たずに、募集するものとも言える。この場合、それぞれの審議会等においてその実態に応じて個別に判断するか、対象となる全ての審議会等に共通のものとするか、また、運用方法をどうするか等、条例等の整備の必要性を含めて、検討が必要である。

② 会議録の作成と公表について（基本条例第12条関係）

審議会等においてどのような議論がなされたかを市民が知るという観点から、会議録の作成と公表は重要である。現状の課題としては、公表の時期と内容が挙げられる。

基本条例の施行に伴い策定された「狛江市の市民参加と市民協働の推進指針」によれば、審議会等の開催後、原則として4週間以内にその結果を公表することとなっているが、平成21年度の実績では28%がこの期間経過後となっている他、期間内に公表されたものも多くが4週間間際となっているのが実態と言えよう（注4）（なお、公表自体は100%されている。）。また、公表される会議録は一般に詳細で、審議の様子がよく伝わるが、長文で、審議の要点及び結論が分かり難くなっている点は否めない（注5）。市民の立場からは、審議会等の要旨（特に、審議結果）を速やかに知りたいというニーズもあると考えられるので、対応が望まれる（補足3）。

③ 市民委員から見た審議会等について

市民委員は、審議会等を通じて自己の意見が取り入れられたと思えば満足感が高まる。もちろん、すべての委員の全ての意見が通る訳ではないが、公募市民委員アンケートで（特に基本計画策定市民分科会の市民委員から）指摘があったように、審議の結果がまとまった以上、その内容で答申等とすることを基本とし（市の実施機関が答申等の内容のとおり採用するかどうかは別であるが）、答申等の内容が答申後の政策化段階で変更された場合には、その内容や理由等を公表し、説明すべきである。

また、審議会等の運営については、審議内容等に対する募集時の説明の充実、初めて参加する委員への事前の情報提供、内容が難しいと感じる委員へのフォローなど、無作為抽出方式を導入していくならなおさら、市民委員に配慮した工夫を行うことが引き続き望まれる（注6）。

④ その他

この他、委員の公表、会議の公開、諮問事案等の公表等について、平成 21 年度市民参加の実施状況調査によれば、必ずしも基本条例の規定のとおりには実施されていないものもあり、改善が望まれる。

(注 1) 公募市民委員を設置していない審議会等：狛江市防災会議、狛江市国民保護協議会、狛江市青少年問題協議会、狛江市教育委員会、狛江市文化財専門委員会

(注 2) 公募はしているが市民委員不在の審議会等：狛江市交通対策調整会議、狛江市環境保全実施計画推進委員会

(注 3) 市民委員 2 名以下の審議会等：狛江市長の資産等の公開に関する審査会、狛江市男女共同参画推進計画策定委員会、狛江市生活安全対策協議会、狛江市特別職報酬等審議会、狛江市民花火大会準備委員会、狛江市国民健康保険運営協議会、狛江市青少年問題協議会小委員会、狛江市青少年委員の会議、狛江市都市計画審議会、狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会、狛江市社会教育委員の会議、狛江市スポーツ振興審議会、狛江市立図書館協議会

(注 4) 市の公式ホームページの「登録日」より。会議録の作成において、発言のテープ起こしをし、各委員への確認と、市役所内で所要の手続きを経ると、必然的に相当の期間を要することになる。

(注 5) 狛江市議会平成 22 年第 1 回定例会における一般質問（浅野和男議員）で「狛江市職員の超過勤務（残業）について」が取り上げられ、「職員の超過勤務手当が毎年 3 万時間を超え、1 億円を上回る勢いである。削減に向け、市長・部長の強力なリーダーシップを期待するが、今後どのように取り組むのか。」との質問に対し、市長は「法改正や制度改正、予算編成作業など短期的に集中する場合は、職員対応のほうが効率的な場合がある。不必要な残業が増加したり、職員の健康が損なわれるような場合にはしっかりチェックをし、事務管理の徹底など必要な対応をとり、判断には遺漏のないようにする。」と答弁している。
『こまえ市議会だより No. 177』より〕会議録の作成のために長時間の勤務（残業を含む。）が発生しているとすれば、業務の見直しという観点からも、検討が必要ではないか。

(注 6) 狛江市議会平成 22 年第 2 回定例会における一般質問（吉野芳子議員）及び市長答弁でも同旨。『こまえ市議会だより No. 178』より〕

(補足 1) 例えば、狛江市文化財専門委員会議は、専門的な知識が必要であるため公募市民委員を設置していないとしている。これに対し、市内在住で、歴史や文化に一定の見識がある市民であれば、選考を通じて公募市民委員とする途は考え

られないか。別の視点からの意見も期待できるのではないか。

(補足 2) 例えば、狛江市国民健康保険運営協議会は、応募に狛江市の国民健康保険の被保険者であることを条件としている。これに対し、市内在住の市民であれば、他の公的医療保険制度の加入者であっても一定の利害関係を有すると言えるので、選考を通じて公募市民委員とする途（狛江市の国民健康保険の被保険者を優先するにしても）は考えられないか。公募市民委員の増加が期待できるのではないか。

(補足 3) 委員や事務局にとっても、(内部メモに留まらない) 公式の要旨が早期に作成されることは有益であると思われる。なお、当審議会では、本年度からできるだけ迅速に会議録要旨をホームページに公表するようにした。

(2) 5 条該当事業における市民参加の課題

最大の課題は、市民の参加が少ないものが多いことである。一方で、市民参加の手続きが義務付けられている事業であり、参加が多ければ良いと単純に評価できるものではないのも事実であろう。現実には、市民の関心が高いものには多くの参加があり、また、参加が少ないのは、市民が行政を信頼し、問題と感じていないためと言えるものもあると思われる。反面、「参加しても仕方がない」という意識や、パブリックコメント等の市民参加の方法が市民に定着しきれていないという可能性もある。

市民参加の手続きの対象となる 5 条該当事業は将来も増加していくと予想されることから、引き続きスケジュールの設定や周知の徹底、その他の準備の手法の向上等を通じて、課題・問題に対する市民の認識を高めていくことが必要である。

そして、前記 1. (3) にあるパブリックコメントにおける新聞折込みの方法の試行等、参加の見込みと費用（予算措置の要否を含む。）との関係を見極めながら、行政のより一層の努力と工夫が求められる。

(3) その他の事業における市民参加の課題

市民参加の裾野を広げ、市民と行政との関わりを目に見える信頼関係にすべく、一層の努力と工夫が期待される。

【第三章 市民協働の評価】

1. 平成 21 年度の市民協働の実施状況と評価

(1) 市民協働についての全体的評価

平成 21 年度に行われた市民協働事業について、①財政的支援、②参入の機会提供、③共催・後援、④意見交換・情報交換の 4 分野に分けて評価を行った。

市民協働事業の総数は、平成 20 年度と比較して①・③の分野で減少、②が増加、④は同数で、総数は 219 件である。全体で 17 件減少しているが、内容的には特に前年度と比較して大きな変化は見られない。

表 1 市民協働事業件数の推移			
	19年度	20年度	21年度
①財政的支援	20	22	20
②参入機会提供	36	38	39
③共催・後援	137	174	158
④意見・情報交換	3	2	2
計	196	236	219

また、前々年の平成 19 年度と比較すると総数で 196 件から 219 件と増加しており、単年度で前年度比較すると減少だが、減少傾向が続いているわけではない。

① 財政的支援

財政的支援の総数は 20 件、「補助金事業」が 2 件減少し、「その他事業」は平成 19 年度以降行われていない。3 年間の推移を見てもほぼ 20 件前後で固定しつつある。

表 2 財政的支援事業件数の推移			
	19年度	20年度	21年度
補助金	20	22	20
その他	0	0	0
計	20	22	20

補助事業 2 件減少の内訳は、新規事業が 2 件、従来の 2 件の補助金事業が事業移行したことによる減が 2 件、従来団体ごとに計上していた 2 件の補助金事業を一本化したことによる減が 1 件、環境管理課の「子ども多摩川ふれあい事業」が平成 21 年度休止したことによる減が 1 件である。この事業は多摩・島しょこども体験塾市町村助成金により事業を実施しており、平成 18～20 年度助成を受け、3 年を超えて申請ができないため、平成 21 年度は未実施、平成 22 年度は実施している。

事業分野ごとの交付額としては、個別の件数や交付額に変動はあるものの、保健・医療・福祉分野が全体の 9 割弱を占めている状況は変わらないが、交付額が前年度比 47.8%と大幅に減少した。これは、従来東京都と狛江市の補助を受けて

表 3 財政的支援交付額の推移			(円)
	19年度	20年度	21年度
保健・医療・福祉	147,016,442	143,846,249	68,846,908
まちづくり	3,095,600	2,814,822	2,911,074
学術・文化・芸術・スポーツ	570,000	720,000	719,847
環境保全	0	1,050,100	270,000
災害救援	1,896,000	1,896,000	1,823,000
地域安全	2,356,072	2,309,888	2,506,386
国際交流	380,000	380,000	380,000
その他	0	0	0
計	155,314,114	153,017,059	77,457,215

いた 2 事業について、当該団体の施設が障害者自立支援法の対象施設に移行したため、市の補助額は大幅に減ったが、国や都の負担などにより事業所負担が増加したわけではない。

交付団体は、124 から 104 と 20 団体減少しているが、施設数から団体数に計上の仕方を変更したことによる減少が 4 団体あるので実質は 16 団体の減少である。

交付団体数の増減が市民協働の実態をストレートに反映している訳ではないが、平成 19 年度 126 団体をピークに減少傾向にあるため、新たな参入方法の検討も含めて従来の手法の見直しを行うことも必要であろう。

② 参入の機会提供

参入の機会提供の総数は 39 件、「協定事業」が 1 件増加し、「委託事業」、「その他事業」では変化が見られなかった。3 年間の推移を見ても大きな変化は見られない。

協定事業は提案制度による採択で平成 21 年度単年度事業が 2 件新規となったが、前年度の評価アンケートにより「狛江市窓口業務協定」が協働事業に該当しないと判断し除いたため、1 増となった。「委託事業」の増減はないが、地域活性課所管事業 2 件新規、社会教育課所管 2 事業が未実施のため同数となった。

参入団体数は、3 団体増加した。委託事業で 5 団体増加しているが、これは「学校開放地域交流委員会」として従来 1 団体で計上していたものを学校ごとの委員会 6 団体で計上したためである。新規は 2 団体あるが、社会教育課 2 事業未実施による 2 団体減のため同数である。2 団体減となった協定事業は協働提案事業で 2 団体増であるが、上記「狛江市窓口業務協定」で 4 団体減である。3 年前と比較しても 6 団体増であり、大きな変化は見られない。

分野別の事業件数と支出額については、「まちづくり」「学術・文化・芸術・スポーツ」の分野で、件数・金額ともに大きい割合を占めている状況は変わらないが、支出総額としては約 244 万円増額となり前年度比 102.6%となっている。

③ 共催・後援

共催・後援の総数は 158 件で、16 件減少し前年度比 90.8%となったが、3 年間の推移を見ると増減はあるものの若干伸びており、単純な前年度比較での単年度評価は避けたい。

「共催」は 24 件で 1 件増加したが、「後援」は 134 件と 17 件減少した。しかしながら団体数は 112 団体と 1 団体の減少にとどまっており、同一団体が複数の共催や後援を受けていることが分かる。

事業形態別に見ると、前期より増加したのが、コンサート・講習会・学習会・芸能・そ

表4 財政的支援交付団体数の推移

	19年度	20年度	21年度
補助金	126	124	104
その他	0	0	0
計	126	124	104

表5 参入の機会提供事業件数の推移

	19年度	20年度	21年度
委託	28	29	29
協定	7	8	9
その他	1	1	1
計	36	38	39

表6 参入団体数の推移

	19年度	20年度	21年度
委託	30	31	36
協定	23	25	23
その他	1	1	1
計	54	57	60

表7 共催・後援件数の推移

	19年度	20年度	21年度
共催	15	23	24
後援	122	151	134
計	137	174	158

の他であり、減少したのが大会・発表会・講座・教室・民俗行事・講演会・キャンペーン・展示会であり、まつりは前年同件数である。共催 24 件は、講座・講習会・学習会・教室・講演会・芸能・まつり・その他で、大会・発表会・コンサート・民俗行事・キャンペーン・展示会は全てが後援である。大幅減は「大会」後援が 50 件から 25 件に減少して、前年度比 50%となっていることが影響している。

④ 意見交換・情報交換

意見交換・情報交換の総数は 2 件で、昨年と同様である。公民館利用者懇談会の 2 件であり、例年行われている。前々年の平成 19 年度も 3 件であり、低調な状態で推移している。

表8 意見交換・情報交換件数の推移			
	19年度	20年度	21年度
意見交換会	0	0	0
ワークショップ	0	0	0
シンポジウム	0	0	0
懇談会	2	2	2
その他	1	0	0
計	3	2	2

(2) 提案制度による市民協働事業

市民参加手続き並びに市民協働事業の提案制度は平成 19 年度に開始され、平成 20 年度には平成 19 年度における市民協働事業の公募と審査の結果を受けて、狛江地域ねこの会と健康支援課との「いのちにやさしいまちづくり」をテーマとした協働事業がスタートし、平成 21 年度も事業が継続して行われた。(注)

同じく平成 20 年度の公募と選考によって、狛江青年会議所と環境管理課、サポート狛江と子育て支援課の協働事業が平成 21 年度に完結し、その成果が報告された。

狛江青年会議所と環境管理課の協働事業では、従来の手法を越えた住民参加による計画作りに取組み、狛江市の共有財産ともいえるべき多摩川河川敷の有効活用法に関して提案書としてまとめた。この事業で初めて試みられた無作為抽出法による委員選考方式は、市の基本計画策定市民分科会の公募委員選考とともに無作為抽出方式による市民参加の手法として導入され、一定の成果を挙げている。

また、サポート狛江と子育て支援課の協働事業では、狛江市の子育て支援を俯瞰した発達段階別の対応施設や事業を案内する支援ネットワークマップを作成した。従来にない横断的・画期的ガイドマップとして多大な成果を示したと評価できる。

これらの提案事業の広がり、行政における事業再編成への市民サイドからの働きかけとも言える側面を持っており、今後の事業の進展、恒常的事業への展開が期待される。

また、協働事業を提案する団体は、従来から協働事業を継続している実施団体に比較して、自ら提案する積極的な姿勢が顕著であり、協働事業に対する意識も高い。提案制度による事業は単年度事業として完結型であるが、協働事業のあるべき姿としてその運営手法や事業推進体制等のノウハウを共有財産として有効活用する方法を検討したい。

多摩川河川敷の提案書に関しては、その提案をどのように受け止めて行政事業として実施していくのか、今後の実現に向けての取り組みが重要であり、その経過も含めてその都度情報提供することが、参画した多くの市民に応えることとなろう。

支援ネットワークマップは、年次ごとに変化する実態のフォローを含む更新の体制及び配布の拡大を含む効果的な活用法を図ることが事業の効果を高めることにもなり、今後の事業継続化が望まれる。

平成 21 年度実施された 3 事業は、それぞれ行政担当部署と提案団体の協働により一定の成果が上がっており、今後の定着化と拡大が望まれる。

※注:平成 22 年度も事業が継続して行われており、更に平成 23 年度も継続することとなった。

本事業は本来継続的事业であり、単年度ごとの提案制度になじまないため、平成 23 年度において、恒常的事业へ転換する検討を事業に盛り込むこととした。

2. 市民協働事業評価アンケートの実施について

(1) アンケートの概要

本アンケートは、協働事業を実施する行政及び市民公益活動を行う団体がそれぞれ自己評価を行い、相互理解を深め、より対等な関係を構築・維持し、双方の協働能力向上を図り、併せて市民協働事業の進捗状況評価に資するために行っている。

平成 21 年度は、平成 19 年度の試行的なアンケート実施及び平成 20 年度の実施を受けて、12 課に対して 15 事業にアンケートを実施した。対象事業としては、市民協働事業提案制度を利用した事業、市の支出額が多額な事業、保健・医療・福祉分野の事業を中心に、市民公益活動団体との補助金事業、協定事業、委託事業、共催事業とした。アンケートは、市民公益活動団体の事業担当者と団体代表、行政の所管課の事業担当者と担当係長又は課長双方に、事業実施前・実施中・実施後・事業全体の 4 項目について 10 の質問を設定し、4 段階で自己評価した。

また、市民公益活動団体と行政がそれぞれのアンケート結果を公表して意見交換を行う場を設け、問題点や課題を検証し、今後の改善へつなげていくこととしている。

(2) 評価アンケートの結果と今後の課題

アンケート対象の 15 事業の内訳は、補助金事業 7、協定事業 5、委託事業 3 である。ここでは、4 段階評価のうち、「1. まったくできなかった」「2. 良くできなかった」をマイナス、「3. 良くできた」「4. 大変良くできた」をプラスとして分析した。(別表 1 参照)

① 行政・団体共通の全体的な評価傾向について

全体的な行政・団体共通の評価傾向としては、別表 1 の通り平均点が 3 点未満の評価項目が「5 事業実施中の意見・情報交換」、「6 事業実施中の問題対応」、「9 事業実施後の話し合い」である。

事業ごとの評価を見ると、事業実施前の「1 協働事業についての明確・具体的な目標を両者で共有」、「2 協働で行う意義・メリットの共通認識」は、1 事業を除き概ねプラス評価だが、「3 事前の役割分担の明確化・適正化」は、3 事業が不十分としている。

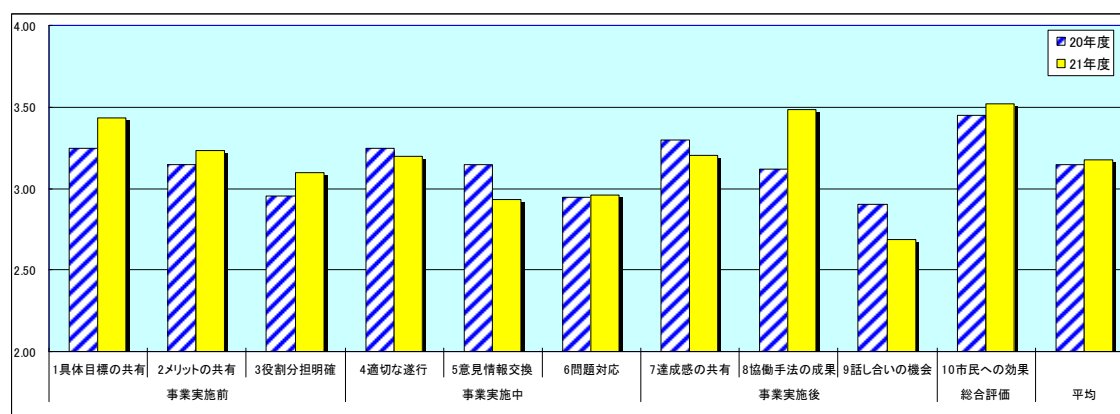
事業実施中の「4それぞれの役割を適切に遂行」、「6実施中に発生した問題点や修正点に対して連携して柔軟に対応」は、1事業を除き概ねプラス評価だが、「5実施中の意見交換・情報交換が充分行われた」は、3事業が不十分としている。

実施後の「7達成感の共有」、「8協働事業としての手法の効果」は、1事業を除き概ねプラス評価だが、「9終了後の話し合い」は5事業が不十分としている。

総合評価としての「10市民に対して効果があった」は、ほぼ全ての事業がプラス評価している。

これらの結果からは、実施中及び事後の双方の話し合いの欠如及び問題発生時の双方連携した対応が不十分であり、特に「5実施中の意見交換・情報交換が充分行われた」と「9終了後の話し合い」については図1のとおり、前年度アンケートから低下しており、改善が図られていないと思われる。

図1 平成21年度協働事業アンケート課題別前年度比較



事業や団体は前年度と異なる対象であるが行政は同一の担当課が多く、図2のとおり「4役割の適切な遂行」、「7達成感の共有」、「9話し合いの機会」の3項目が前年度より評価が下がっているのは、課内での情報の共有化がなされていないからではないかと思われ、年次経験を生かす工夫をすることが望まれる。

図2 平成21年度協働事業アンケート課題別の前年度比較（行政）

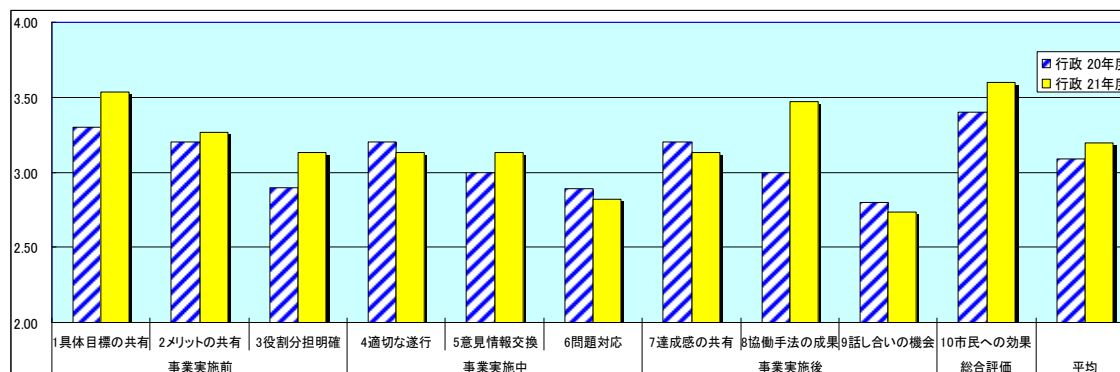
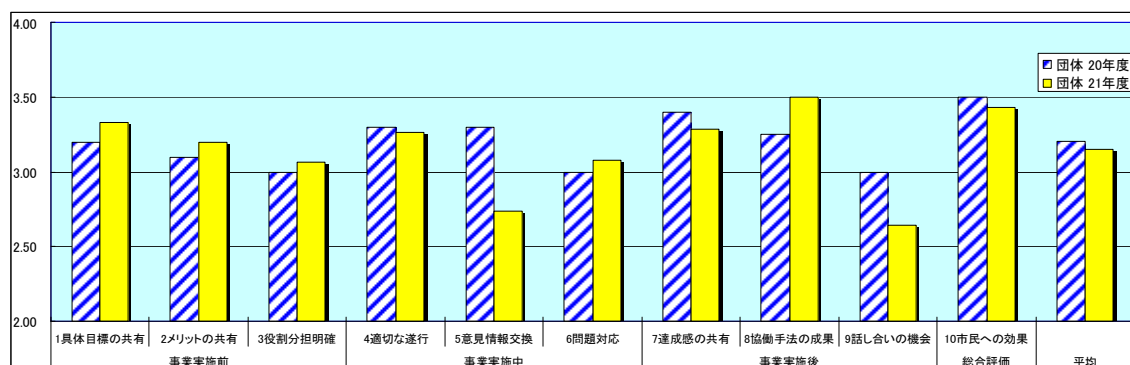


図3 平成21年度協働事業アンケート課題別の前年度比較（団体）



② 行政と団体での評価の相違について

市民公益活動団体の自主性を活かしながら実施していく市民協働事業の特性を考えると、両者の評点が一致して高いことが必ずしも望ましいこととは言えない。両者に差があることで、積極的な意見交換を進めていくことが問題解決には重要な場合もあると思われる。

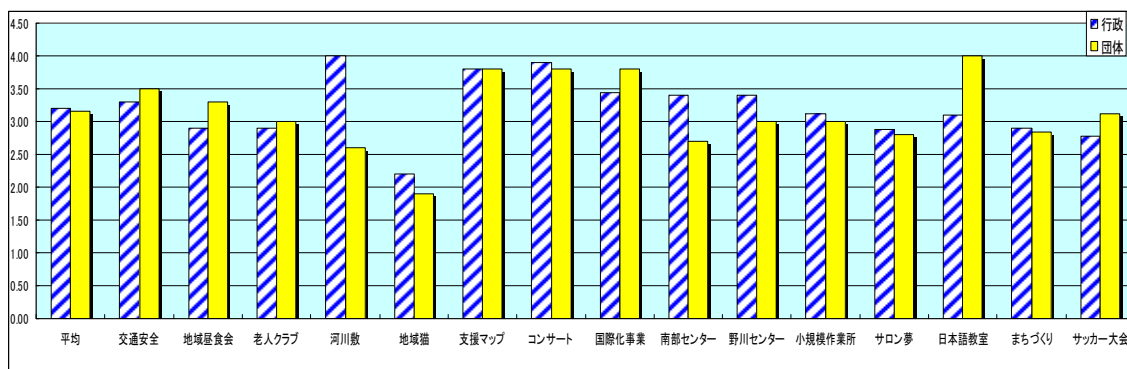
全体的な傾向としては、別表1の通り、平均点を比較すると団体の評価が行政の評価より高い事業が6事業、団体の評価が行政の評価より低い事業が8事業、1事業はトータルで同一評価点となっている。

行政が不十分としたのは、「9 終了後の話し合い」が8事業、「5 実施中の意見交換・情報交換が充分行われた」が5事業である。団体が不十分としたのは、同様に「5 実施中の意見交換・情報交換が充分行われた」が7事業、「9 終了後の話し合い」が6事業である。双方傾向は同じと見てよく、翌年度の協働事業遂行に当たって実施中及び実施後の十分な情報交換・話し合いの機会を設けて、記録を残して両者が保有することが望まれよう。

次に、図4のとおり個別の事業を見ていく。

行政と団体で最も評価が乖離しているのは、環境管理課と狛江青年会議所が協働提案事業で行った「どうする多摩川河川敷？問題解決と有効活用に向けたまちづくりディスカッション（協定事業）」である。

図4 平成21年度協働事業アンケート事業別自己評価（行政・団体）



行政がすべての項目で「4 大変よくできた」とプラス評価したのに対して、団体は「9 終了後の話し合い」が「1 まったくできなかった」とし、「3 事前の役割分担の明確化・適正化」、「4 それぞれの役割を適切に遂行」、「5 実施中の意見交換・情報交換が充分行われた」の3つが「2 良くできなかった」として4項目がマイナス評価である。

協働で実施した事業に対する評価でこのような相違が出るのは、アンケートが自己評価であり、いわば主観による評価であることからある程度はやむを得ないことではあるが、このような双方の相違結果に基づき、改善修正に向けての話し合いを行うことが重要であろう。

次に大きな相違は、地域活性課と南部地域センター運営協議会の「南部地域センター自主運営に関する協定」である。

行政が「6 実施中に発生した問題点や修正点に対して連携して柔軟に対応」と「9 終了後の話し合い」を「2 良くできなかった」と2項目マイナス評価とした以外は、「3 良くできた」「4 大変良くできた」とプラス評価したのに対し、団体は「5 実施中の意見交換・情報交換が充分行われた」、「8 協働事業としての手法の効果」、「9 終了後の話し合い」の3項目が「2 良くできなかった」とマイナス評価している。しかし、地域センターの自主運営協定については、本年のアンケートで野川地域センター、昨年度のアンケートで上和泉地域センターも行っており、いずれも団体は「3 良くできた」或いは「4 大変良くできた」とプラス評価している。したがって、南部地域センター固有の課題なのか、団体側の評価基準の相違なのか、更に話し合いを煮詰めていくことが望まれる。

③ 双方低評価について

行政と団体の相違幅は大きくないが、健康支援課と狛江地域ねこの会の「野良猫トラブル0を目指して～野良猫から地域ねこへ～（協定事業）」は双方とも最も低い評価である。

行政は「5 実施中の意見交換・情報交換が充分行われた」、「6 実施中に発生した問題点や修正点に対して連携して柔軟に対応」、「10 市民に対して効果があった」の3項目について「3 良くできた」とプラス評価した以外は、7項目で「2 良くできなかった」とマイナス評価し、特に実施後の「7 目標に対する達成感の共有」については「1 まったくできなかった」としている。

一方団体は、「9 終了後の話し合い」が「1 まったくできなかった」とした以外全て「2 良くできなかった」と、全てマイナス評価している。

この事業は平成20年度もアンケートをしており、その際は行政が全て「2 良くできなかった」とマイナス評価で平均点は2.00、団体は「1 まったくできなかった」が4項目、「2 良くできなかった」が6項目で同じく全てがマイナス評価で、平均点は1.60であった。別表1のとおり平成21年度は行政の平均点2.20、団体1.90であり、若干の改善が見られたともいえるが、総合評価としては、改善すべき課題が多いといえるであろう。

また、上記健康支援課と狛江地域ねこの会の事業の他にも、連続してアンケートした事業が2事業あるが、大きな変化は見られない。政策室と国際交流協会の「国際化事業（補助

金)」は、行政 3.67→3.44、団体 3.60→3.80、公民館と日本語教室運営委員会の「日本語教室委託事業」は、行政 4.00→3.10、団体 4.00→4.00 である。

④ 自由記述について

自由記述については、中には記述担当者の個人的意見も含まれる可能性もあるが、ここでは今後の改善に生かす観点から全体的な傾向を述べる。

全般的には、協働事業化に伴い行政、団体とも一定の成果は上がっていると自己評価している。特に、行政における住民サービスについての限界に対する市民団体等との協働への期待は、充分認識していると思われる。しかし、従来から委託事業として行われてきた事業が、協働事業として進めることに関して充分理解しているとは言い難い面もある。それぞれの事業にとって、どのような形態が望ましいのか見直す時期に来ているともいえる。

また、財政的な支援及び人的資源の支援、拠点・会場等の施設提供、他の自治体や団体との交流・情報交換等の要望が多数寄せられている。

3. 平成 21 年度の市民協働における課題

事業の総件数は 219 件で 17 件減少し、前年度比 92%となっているが、5 年前の 175 件と比較すると 44 件増加し、125%となっている。しかし、多くは共催・後援事業の増加であり、逆に財政的支援や意見交換・情報交換は減少している。これらの中で、新規事業は、財政的支援が 2 事業、参入の機会提供が 4 事業、それ以外は継続事業であり、新規事業の占める割合は僅かである。継続事業はそれだけ定着化していると見られるが、新しい事業参入の拡大が望まれる。

個別の事業内容では、②参入の機会提供において、新規事業の「音楽の街-狛江子ども体験塾事業委託」や「よりあっこ事業委託」、継続事業の「狛江市立古民家園指定管理業務」、「音楽の街 - 狛江推進事業委託」等で活発な活動が展開されており、評価できる事業や団体も増えてきており、徐々にではあるが浸透しつつあるといえよう。

ここでは、平成 21 年度市民協働事業概要調査及び市民協働事業評価アンケートの結果を参考に、協働事業の現状と課題をテーマにした「参加と協働推進市民フォーラム（平成 22 年 10 月実施）」及び「市民協働事業提案制度事業成果報告会（平成 22 年 7 月実施）」での意見も交えて課題を取り上げた。

① 新しい風補助金制度の発展に向けて

新しい風補助金については、一時期応募団体が一定の力をつけてきたものに限定される傾向にあったが、再び増加に転じ、今後も単年度ごとの増減はあるものの、徐々に増加する方向に向かっているといえよう。そのためにも立ち上がり初期の小さな団体が多数参入しやすくするように、選考の基準や申請事務等の仕組みを検討する必要がある。

② 役割分担の明確化

アンケートの個別意見に見られるとおり、実施主体である行政の主管部署と団体のそれぞ

れの役割分担が不明確或いは双方での認識度に相違があると、事業が円滑に進まないことや、お互いに事業終了後の達成感・満足感が得にくいことも予想される。

参加と協働推進市民フォーラムでは、行政担当の発言として「協働に必要な条件は、一緒にやることが協働事業の考え方であり、団体任せにならず、コミュニケーションをとって、行政が積極的に係わっていくことが大切」、「協働に必要な条件として、コミュニケーションが絶対的に大切である。お互いが情報を共有し、同じレベルで情報を持つことが成功の秘訣である。協働の高い意識を持ちながら事業を進めていけば、協働事業アンケートでの評価の乖離が避けられたのではないか」、との意見も出された。

実施団体からは、「マニュアル掲示の協定書サンプルでは、実際に役に立たない」といった声（市民協働事業提案制度事業成果報告会）も上がっており、事業開始前に役割分担を明確化することが双方の特性を充分発揮することに繋がることであり、これの改善を図ることが望まれる。

また、「事業実施中の良かった点は、知恵と情報は団体側が足で稼ぎ、庁内で必要な実務は担当課が担ってくれたことがとても助かった。例えば協定書について、私たちは不慣れなので、担当課と一緒に作成にあたってくれました。事業に係わっている庁内の部署は、教育、福祉、保健等複数の課で、それぞれの課に係わる部分の確認作業の取りまとめを、担当課が引き受けてくれてとても助かった。」との声（参加と協働推進市民フォーラム）もあり、事業ごとに双方の役割は変わってくると思われるが、うまく機能するような役割分担が期待される。

③ 協働事業に対する行政組織のあり方

事業によっては、行政内の複数の所管課に係る広範囲の課題を取り扱うこともあり、行政担当者としては、協働事業で解決すべき課題に対する他課との協力した取り組みも考慮しておく必要がある。市民公益活動団体の団体としての活動の限界が事業の限界とならないように行政内部として対策を検討すべきである。

また、市民公益活動団体と所管課をつなぐ協働調整担当には、関連所管課も含めた連携の実績を積み上げていってもらいたい。

参加と協働推進市民フォーラムでは、行政担当の発言として「人事異動で、この協働提案事業の引継ぎが上手くできなかった。」との意見も出た。

庁内組織の人事異動による担当者の交代が、協働事業の継続性に影響を及ぼすことはやむを得ない面もある。市民協働の制度が成熟化していない現状では、協働事業所管課担当として市民との協働経験を積むことが協働事業を庁内に定着させることになると思われるので、長い目で見ることも大切であろう。

④ アンケート評価の活用

市民協働事業評価アンケートは、行政、団体双方が自己評価することで互いの意識や取組む姿勢、協働事業に臨むレベルを確認し合い、今後の事業円滑化を図る上で一定の効果が期待できる。このアンケートは当審議会が、市民協働事業の円滑化・効率化を図るととも

に実施団体・行政組織の相互理解の深耕化を図る目的で、毎年度抽出法により実施しているものである。

それぞれ無理のない範囲で、様々な工夫をしながら、アンケートを活用するよう期待する。

⑤ 協働事業に取り組む姿勢の確立

団体側は、自らの活動を協働事業と位置付けて行政と協力しつつ事業成果を追求するため、行政側に過大な期待を寄せるケースも伺える。一方、行政側は従来民間団体が実施してきた活動を担当させられた、或いは手伝わされている等の受身的意識を払拭することが重要となる。

平成 21 年度に協働事業を実施した行政担当の発言として、「事業実施前の留意点は、協働事業であることの心構えとして、ともすると団体側だけが事業を行って、いわゆる行政はお金と機会だけを提供して終わってしまうことは避けようと思った。行政の下請けのような事業にしてはいけないということで、定例会には出席していった。コミュニケーションを密にすることが大切」、「事業実施前には、提案団体がこの事業で何を実現したいのかを知ること、行政の情報収集能力が必要」、「担当部署職員にやらされ感があると、団体、行政お互いに非常に辛いのかなと感じる。このことをいかに取り除いていくかが担当部署として努力しなければならないこと」「協働提案事業は、行政にはいい刺激となる。直接の事業の担当部署職員にとっては、いい勉強となり、いろいろな考え方に触れ、行政一辺倒で進めてきた事業手法の見方が変わるであろう。」等の意見もある。

協働事業化により新たな業務を所管させられたといった受け止め方から、本来行政が行うべき事業を市民団体の助力を得て執行していくと前向きに捉えることが肝要であり、このような捉え方を全庁全職員が共有することが望まれる。

別表1 平成21年度市民協働事業評価アンケート集計表

事業名	部署	平均	マイナ スポイ ント数	事業実施前		事業実施中				事業実施後			総合評価
				1.具体 目標の 共有	2.メリッ トの共有	3.事前 役割分 担明確	4.適切な 遂行	5.意見 情報交 換	6.問題 対応	7.達成 感の共 有	8.協働 手法の 成果	9.話し合 いの機 会	
1 交通安全関係補助	安心安全課	3.30	1	4	4	3	3	4	3	3	3	2	4
2 地域福祉推進事業屋 食会	調布交通安全協会 介護支援課 NPO法人狛江共生の家	3.50 2.90 3.30	0 4 1	4 3 3	4 3 3	4 3 3	4 2 4	3 2 3	3 2 3	3 3 4	3 3 4	3 2 2	4 4 4
3 老人クラブ補助	介護支援課 駒井町健康クラブ	2.90 3.00	3 2	3 3	3 3	2 2	2 3	2 3	2 2	4 3	3 3	3 4	4 4
4 *多摩川河川敷ディス カッション	環境管理課 青年会議所	4.00 2.60	0 4	4 3	4 3	4 2	4 2	4 2	4 3	4 3	4 3	4 1	4 3
5 *野良猫トラブル0を めざして	健康支援課 地域ねこの会	2.20 1.90	7 10	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	3 2	1 2	2 2	2 1	3 2
6 *支援ネットワークマッ プ	子育て支援課 サポート狛江	3.80 3.80	0 0	4 4	4 4	3 3	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 3	3 4
7 親子ふれあいおしゃべ りコンサート	児童青少年課 青少年育成事業委員会	3.90 3.80	0 0	4 4	4 4	3 3	4 4	4 3	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4
8 国際化事業補助	政策室 国際交流協会	3.44 3.80	0 0	3 4	3 3	3 4	4 4	4 4	4 4	3 4	3 4	3 3	4 4
9 南部地域センター自主 運営協定	地域活性化課 運営協議会	3.40 2.70	2 3	4 3	4 3	4 3	4 3	4 2	2 3	3 3	4 2	2 2	4 3
10 野川地域センター自主 運営協定	地域活性化課 運営協議会	3.40 3.00	2 0	4 3	4 3	4 3	4 3	4 3	2 3	3 3	4 3	2 3	4 3
11 小規模作業所新体系 移行支援事業補助	福祉サービス支援室 社団法人足立邦栄会	3.11 3.00	2 2	4 3	3 3	4 4	3 4	2 3	2 2	3 3	4 4	2 2	3 3
12 ふれあいサロン夢運営 補助	福祉サービス支援室 障害者団体連絡協議会	2.89 2.80	2 3	3 3	3 3	3 3	3 3	2 2	2 2	3 3	4 4	2 2	3 3
13 日本語教室運営委託	公民館 日本語教室運営委員会	3.10 4.00	0 0	3 4	3 4	4 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4
14 地区まちづくり準備会	都市整備課 多摩川住宅街づくり準備会	2.90 2.83	3 2	4 4	3 3	2 2	2 3	3 2	2 3	3 3	3 3	2 2	4 2
15 第32回青少年少女サッ カー大会委託	社会教育課 少年少女サッカー連盟	2.78 3.11	2 1	3 3	2 3	3 4	3 3	2 2	2 2	3 3	3 4	3 3	3 3
	平均点	3.18		3.43	3.23	3.10	3.20	2.93	2.96	3.21	3.48	2.69	3.52
	平均点順位			3	4	7	6	9	8	5	2	10	1
	行政 団体		28 28	1 1	2 1	3 4	2 4	5 7	5 3	1 1	1 2	8 6	0 1
	マイナスポイント数			3.53	3.27	3.13	3.13	3.13	2.82	3.13	3.47	2.73	3.60
	平均点	3.15		3.33	3.20	3.07	3.27	2.73	3.08	3.29	3.50	2.64	3.43

* 協働提案事業

【第四章 市民参加と市民協働の推進の検討と改善】

市民参加と市民協働に関するそれぞれの課題は、第二章 2、第三章 3 において詳しく検討した。ここでは、これらを受けて特に強調しておきたいこと、共通して提案しておきたい課題について整理しておく。

1. 市民参加の課題—審議会等における市民参加の促進

昨年度の答申においても課題 1 として「審議会等における市民委員の一層の活躍」を掲げているが、平成 21 年度の評価を踏まえ、改めてこの課題について強調しておきたい。

特に平成 21 年度は基本計画策定市民分科会において無作為抽出方式（第二章 1（2）①参照）による市民委員の参加を求めた。市民委員アンケートによると、この分科会に対する満足度等の評価は他の審議会等に比べて低い傾向にあったが、今後も市民委員として応募するかとの問いに対しては、他とほぼ同じ約半数が「応募すると思う」と応えており、その意欲的な様子がうかがえる。この無作為抽出方式による市民委員の討議は、昨年度実施された多摩川河川敷問題への取り組みに関する市民提案協働事業においても試行実施されており、一定の成果を上げている。今後、より多くの市民委員の参加を実現するためには、この方法を積極的に用いることが適切と考える。そのためにかかる手間や費用の面から、すべての審議会等に適用することは無理もあるが、特に多くの市民委員の参加を求めることが要請される審議会等において、適宜、工夫しながら適用してほしい。

なお、この方式の導入も含め、審議会等における市民委員の参加推進マニュアルを作成し、各部署において活用されることが望まれる。

2. 市民協働の課題—行政と市民団体の対話と相互理解の促進

市民協働事業評価アンケートで、全般的に行政側も市民団体側も評価が低かったのは、「事業実施中の意見・情報交換」、「事業実施中の問題対応」、「事業実施後の話し合い」で、いずれも双方のコミュニケーションの問題である。

新たに始める事業は勿論であるが、定例化した事業についても、事業開始前・事業途中・事業後に十分な話し合いの場を設定し、より良き協働事業の実施に向けて率直な意見交換を行うことを習慣化してほしい。その実をあげるためにも、日頃から行政と市民の対話の機会を増やし、行政の仕事や市民団体の活動に関して相互理解を深めるよう努めてほしい。そのような積み重ねの中から「共に取り組む」協働の文化が確立していくものと思われる。

3. 市民参加と市民協働に共通の課題①—市民に親しみやすい情報発信と広報の重要性

市民参加にしても市民協働にしても、その促進のためには、まず行政の持つ情報を積極的に発信し、広報に努めることが重要である。その場合、市民に親しみやすく理解しやすい方法や表現の工夫が求められる。この点で、例えば平成 21 年度に行われたパブリックコメントにおける新聞折り込み方法も、今後の参考になろう。さらに、参加や協働のための各種のマニュアル等についても、親しみやすく分かり易いという視点から、見直しをしていくことが望まれる。また、様々な市民が行う市民参加・市民協働の具体的な姿を、多くの市民に分かり易く知ってもらうような広報も重要である。

4. 市民参加と市民協働に共通の課題②ー総合基本計画の実現

平成 21 年度末に策定された「狛江市総合基本計画（第 3 次基本構想・前期基本計画）」では、「参加と協働でつくる自治のまち」を「基本構想」の土台として位置付け、「1 まちづくりの原則」の①として「市民参加と協働のまちづくり」を掲げている。

この原則に関し、5 年後を目標年次とした「前期基本計画」では、主な取り組みとして、審議会等の運営方法の見直し、パブリックコメント等の見直し、参加した市民への最終結果等の行政への反映の報告、協働事業の拡充、市民活動支援センターの設置、協働実施事業の協働型評価の実施、市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の見直し、を示している。これらは毎年度の当審議会の中で実現に向けた方向性を検討していくことになるが、基本条例の見直しは、行政の基本ルールの確立（自治基本条例の制定等）とも関連させながら、参加・協働の施策を統合するものとして重要である。また、市民活動支援センターは早期の設置が期待されるが、その位置づけ等も、基本条例の見直しと合わせて具体化する必要がある。

以上の点が基本的な今後の改善点と言えるが、当審議会自らも、評価の方法について再検討すべき時機に来ている。基本条例施行後、当審議会では毎年度、前年度の市民参加と市民協働の実施状況に関して一定の方式で評価を行ってきたが、それは基本条例の目的がどの程度達成できたかという視点からのもので、個別の事業内容の評価を目指したものはなかった。それ故、個別の事業がもつ生き活きとした市民の活動の姿は、必ずしもよく描き出されてこなかった。当審議会自体としても、今後は市民の様々な活動の積極的な紹介に繋がるような実施状況の評価方法について、検討していくべきと考える。